

旭川市保育センター(仮称)の取組内容等  
(「旭川市の保育と市立保育所の在り方(案)」第3章5関連)

## 1 保育センターの役割

市内の全ての保育ニーズに可能な限り個別に対応するとともに、認可保育所等の保育能力の強化を支援し、もって本市保育の質的向上を図る。

## 2 保育センターの取組

個々の保育ニーズを地域の保育施設入所に繋げるためその障壁がある場合はそれを可能な限り取り除く(事業部門)とともに、そのノウハウやスキルを生かして医療的ケア等の保育など困難なケースの受入れと、特別支援保育、インクルーシブ保育を実践(直轄保育部門)し、それを全市に普及する。

また、これら事業部門と直轄保育部門との相互作用に加えて、民間保育施設との相互作用を図る。

### (1) 事業部門

#### ア 保育に関わる人材の育成と保育所のスキルアップ

- ・市内保育士等の情報・意見交換の場を設け、各施設の違いに気付き相互に研鑽する機会を設ける。
- ・民間と行政の両面からの課題を共有し、解決に向け相互にできることを確認する機会を設ける。
- ・各保育施設で把握した情報やニーズを全体で共有し、解決策を互いに見出し、これも共有する。

#### イ 特別支援保育及びインクルーシブ保育の普及啓発及び実地指導

- ・民間保育施設及びその利用者に対してインクルーシブ保育の理解を深めるための講座、研修を実施する。
- ・民間保育施設に赴き特別支援保育や医療的ケアが必要な児童等様々な背景に対応できるような環境の整備に関するアドバイスをを行う。

#### ウ 特別支援保育、医療的ケアの対象児童の個別ケースに見合った保育体制の調整

- ・入所申込前の事前見学、調整後の観察保育等の情報から支援が必要なケースを把握する。
- ・入所を希望する施設と調整し、受入れが困難な場合はその課題解決に向けた方法を提案する。
- ・医療機関(主治医等)、利用サービス業者等と連携し、課題を共有する。
- ・一時的な人的不足がある場合は、市の保育士・看護師の一時派遣でカバーする。
- ・理学療法士などの専門職の知見が必要な場合は愛育センター等と連携する。
- ・受入れのノウハウを民間保育施設へ還元し、普及する。

### (2) 直轄保育部門

#### ア 民間保育施設での受入れが困難なケースの受入れ

- ・上記(1)ウで希望する施設との調整がつかず、民間での受入れが困難な場合は、保育センターで受入れを行う。

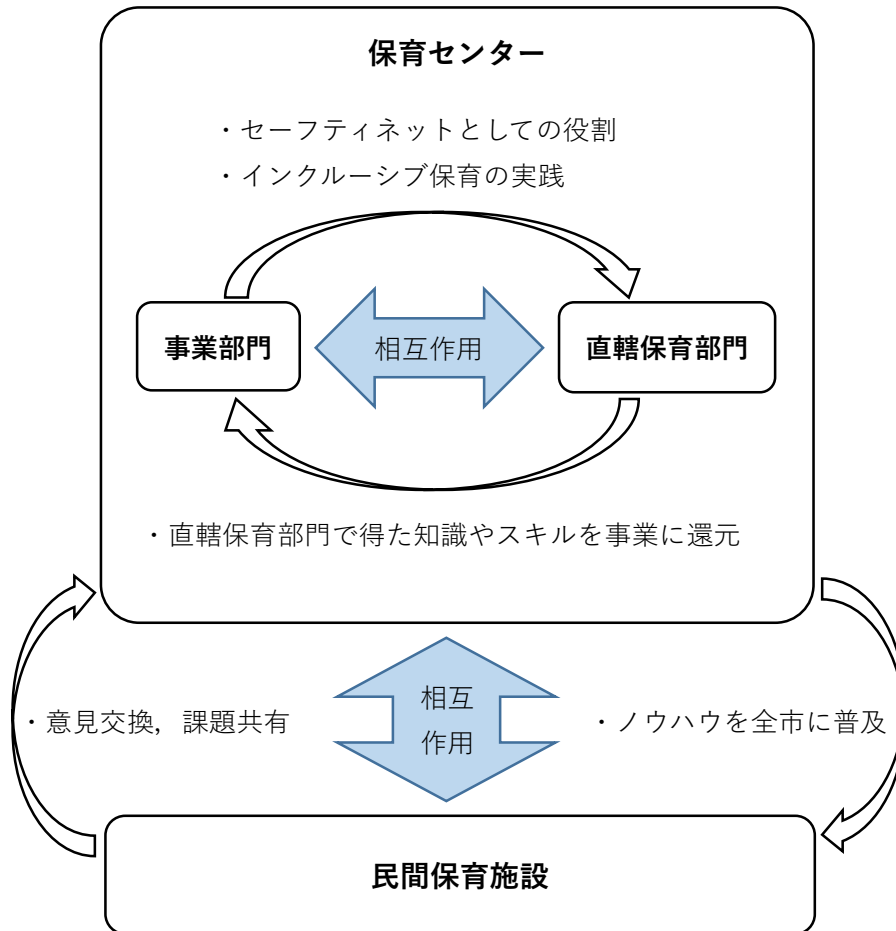
#### イ 保育士交換研修

- ・民間の保育士が市の施設に、また、市の保育士が民間施設に赴くなど、互いに様々な保育現場に触れ、多角的な視点による知識や技術向上の機会を設ける。

#### ウ インクルーシブ保育の実践

- ・地域需要の受入れと特別支援保育等を行い、インクルーシブ保育を実践する。
- ・園開放や施設見学等を積極的に実施し、保育の利用を迷っている世帯等へのアプローチを行う。
- ・特別な支援が必要な児童、医療的ケア児等の保育のモデルケースとしてノウハウを蓄積し、これを民間保育施設や保護者、児童の保育へと還元していく。

※事業部門と直轄保育部門における相互作用及び民間保育施設との相互作用



### 3 保育センター(仮称)の必要人材

		保育士	事務	看護師	その他
事業部門	人材育成	○			
	普及啓発, 実地指導	○			
	個別ケースの保育体制調整	○	○	○	○※1
	庶務等		○		
直轄保育部門	困難なケースの受入れ	○			
	保育士交換研修	○			
	インクルーシブ保育の実践	○		○	○※2

※1 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士等

※2 調理師, 用務員等